

議第五号

徳島県議会委員会条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百二十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十七年三月九日

提出者

杉本直樹	来代正文
川端正義	岡本富治
樫本孝	丸若祐二
嘉見博之	岩丸正史
黒崎章	臼木春夫

徳島県議会議長

森田正博殿

徳島県議会委員会条例の一部を改正する条例

徳島県議会委員会条例（昭和三十四年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「商工労働部」を「商工労働観光部」に改める。  
第十九条第一項中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定は、同年五月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長が在職する場合においては、改正後の第十九条第一項の規定は適用せず、改正前の第十九条第一項の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

徳島県部等設置条例の一部が改正されることに伴い、常任委員会の所管について所要の改正を行うとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が教育委員会を代表することとされたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。